

柏ウイングスミニバスケットボールクラブ 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は 柏ウイングスミニバスケットボールクラブと称する。

第2条 (目的)

本会はバスケットボールの技術向上及びバスケットボールの普及・振興の一端を担うと共に、バスケットボールを通じて少年少女の健全な心身の育成を図ることを目的とする。

第3条 (事務局)

本会の事務局は代表者が指示する場所におく。

第2章 事業

第4条 (事業)

本会は第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) バスケットボールの個人的・集団的技能練習。
- (2) 会員及び保護者の親睦を図る事業。
- (3) 対外試合への参加。
- (4) その他目的達成の為に必要とされた事業。

* 本会は自治会や育成会傘下の団体ではありません。

第3章 組織

第5条（組織）

本会の会員は、本会の趣旨に賛同し入会届を提出した会員及び保護者、指導者によって構成される。

第4章 登録

第6条（入会）

本会の入会にあたっては保護者の承認を必要とし、活動細則の規定を満たし、入会届が本会代表者に受理されたもののみとする。

第7条（スポーツ保険）

会員はスポーツ保険への加入を義務づけるものとし、費用は部費とは別に徴収する。

（平成26年度 現在 1人 800円／年）

第8条（登録）

本会会員は日本ミニバスケットボール連盟へ登録致する。（平成26年度現在 1人 500円／年）

第9条（退会）

退会届が本会代表者に受理された場合や本会の目的に反する行動をとったものは、本会会員としての資格を失う。

第5章 保護者会

第10条（保護者会）

本会保護者会は、会員保護者及び指導者をもって組織する。

第11条（役員）

本会保護者会役員は、本会会員保護者の中から男女各チーム3名以上選出し、総会にて議決する。

任期は1年とし再任は妨げない。ただし、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。

本会はボランティア指導者と会員保護者により運営される。車出しやその他運営事項は、学区・役員有無に関わらず相互協力のもと実施する。

第12条（総会及び保護者会の開催及び議決事項）

定期総会は毎年3月に年1回開催し、役員選出、予算・決算の審議、規約審議を行う。保護者会は必要に応じ随時開催し、第4条の事業内容の決定やその他第2条達成の為に必要な事項を決定する。

第6章 指導者

第13条（指導者）

本会は常任指導者をおく。指導者は代表者の推薦に基づいて委託されたもののみとする。

第7章 議事

第14条（決議）

総会は2／3以上の出席者（委任状含む）で成立し、規約の変更は出席者の過半数以上の決議により決定する。可否同数の場合は代表者が決定する。

細則

1 活動及び運営に関する規定

- ・会員は原則として、高田、柏第七小学校及び近隣の小学校に通う小学1年～6年の男女とする。
- ・本会の事業運営は、児童の安全を第一とし、指導者及び全保護者の協力によって実施する。
- ・本会は柏ウイングス 男子チーム、女子チームで構成する。

2 会費に関する規定

- ・会費は月2,000円とし年額24,000円とする。2ヶ月に一回の徴収とする。
(月500円はユニホーム積立金とする) 入会時は2ヶ月分の会費、スポーツ保険、ミニ連登録費用(4年生以上)、ユニホーム代(修繕費含む)を本会に納める。年度途中の入部の場合も、上記同等の扱いにて本会に納める。但し、兄弟、姉妹などで入会を希望する場合のみ(期間一年間有効)
ユニホーム代は二人目以降半額とする。
- ・その他、第4条のために必要な費用を徴収する場合あり。
(例、遠征費 柏市内100円、市外 隣接市200円、その他300円～、企画費など)
- ・原則として退会者に対しての返金はしない。

3 活動及び活動日に関する規定

- ・柏第七小学校体育館にて、原則(土) 9:00～13:00まで活動する。
- ・高田小学校体育館にて、原則(日)、(祝日) 9:00～12:30まで活動する。
- ・小山小学校(金)夜練習 18:00～22:00まで ※随時 土、日 体育館確保
18:00～20:00まで 柏ウイングス男女 主体の練習
20:00～22:00まで 柏ウイングスOB, OG, コーチなど(大人リングにて練習)
※夜練習は保護者の送迎、コーチへの連絡を必須とする。20:00以降の小学生の参加は必ず保護者同伴とする。
- ・小学校の長期休暇中については、施設開放の状況確認し活動する。(新春バスケ 小山小)

- ・他のチームとの交流会や大会等への参加はその要項に基づき参加する。
- ・OFF（お休み）は年間で12日以上とする。
- ・会員相互・保護者との親睦会は年に2回以上開催する。

4 事故及び障害に関する規定

- ・指導者は会員の安全・健康において十分な注意を払うが、事業実施中に発生した事故及び障害についての補償は一切本会で負う事はできない。入会時に加入した、スポーツ保険及び各個人加入の保険を適用するものとする。
- ・練習試合、大会等の遠征にて子供たちの交通手段として保護者、コーチなどの自動車を使用した場合、万が一事故が発生しても、本会は一切の責任を問う事はできない。練習試合など乗合いは必ず必要になる為、入会届が出された時点で本規定は自動的に了承されるものとする。

5 その他の規定

- ・男女ユニフォームについてはチームの所有物として管理する。（入会時ユニホーム代は修繕費）
- ・練習用 ジャージ・短パン・バスケットシューズ等は個人負担する。
- ・バスケットシューズについては一時的にチームからレンタルも可能。（サイズ、数など制限あり）
- ・チームトレーナー、Tシャツについては任意の購入とするが、4年生以上の会員はできるかぎり、購入しチームの一任として活動することが望ましい。

（参考 トレーナー 約2,000円 Tシャツ 約800円 ）

- ・HPへの写真の掲載は、入会時すべての保護者が承諾するものとする。

6 役員の役割

役員代表

- ・ウイングス代表からの連絡事項の発信
- ・練習試合、大会の出席確認、集合場所、時間、配車など調整
- ・試合帯同、マネージャー業務
- ・全体統括

- ・入会届、退会届、 委任状など書類管理

副代表

- ・代表補佐
- ・試合帯同し代表と一緒にマネージャー業務できること
(メンバー表、用具管理、湯茶対応、会場チーム差し入れ、
大会参加費用の準備、子供への対応、コーチ弁当準備など)
- ・試合結果のホームページアップ
- ・スコアシートの保管

企画

- ・イベント企画、準備
(お別れ会、夏合宿、新年会、忘年会、祝勝会、体験会など)
- ・体育館の申請、管理
- ・ホームページへのスケジュールアップ

会計

- ・部費回収、管理
- ・上期(中間報告)、総会の会計報告、来年度予算
- ・部員のスポーツ保険の入会、ミニ連登録

監査

- ・企画補佐
- ・トレーナー、Tシャツ注文、グッズ立案、検討
- ・ウイングス上期、総会の会計監査

※ 代表者、会計、監査の3役は男女それぞれ1名、配置すること。

副代表、企画については年度毎に役員選出時、相談し決定できるものとする。

附則：この規約は平成25年4月1日より実施するものとする。

訂正) 2014. 04. 04

・平成26年4月1日より月会費1500円→2000円へ

(月500円 ユニホーム代として積み立てとする)

・体育館時間変更

柏七小 12時→13時まで

高田小 12時→12時30分まで